

選挙管理委員会

☎89-3330

▼みんなで徹底しよう「三ない運動」

今年、衆議院議員総選挙、広島県知事選挙が予定されています。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

- 政治家（議員等）は有権者に寄附を贈らない！
- 有権者は政治家（議員等）に寄附を求めない！
- 政治家（議員等）から有権者への寄附は受け取らない！



○政治家（議員等）が選挙区内の人にお金や物を贈ること（会費などを、他の住民よりも多く支払うことなども含みます）は、法律で禁止されています。

○違反して処罰されると、公民権停止の対象となります。

神石高原町選挙管理委員会
神石高原町明るい選挙推進協議会

保健課

☎89-3366

▼乳がん・子宮がんの自己負担を補助します（平成21年度）

がん検診受診率を上げることが目標に、一定の年齢の人に、子宮頸がん及び乳がんに関する「検診手帳」と「無料クーポン券」を送付し、女性特有のがん検診の補助を行うことが、平成21年度国の補正予算によって決まりました。

- ①対象年齢は下の表のとおりです。（平成21年6月30日現在）
- ②「検診手帳」「無料クーポン券」「検診案内」は8月に対象者全員に送付し、申請は9月から3月まで受け付けます。
- ③それまでに、医療機関等で検診を受診された人は自己負担金をお返ししますので、領収書（子宮頸がん検診・乳がん検診を受けたことが分かるもの）と結果表をなくさないよう保管しておいてください。
- ④町の総合健診を受診された方で自己負担を支払われた方は、別に書類を送付します。

子宮頸がん

年齢	生年月日
20歳	昭和63年4月2日～平成元年4月1日
25歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
30歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
35歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
40歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日

乳がん

年齢	生年月日
40歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
45歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
50歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
55歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
60歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日

企画財政課

☎89-3332

▼平成21年度ふるさとふれあい事業(まちづくり助成事業)公開プレゼンテーション審査会及び平成20年度助成事業成果発表会開催

公開審査会では、書類審査で選考された申請団体のプレゼンテーション（企画内容の発表）により、審査会委員が審査・選考を行い、交付団体を決定します。

成果発表会では、前年度に採択され、事業を行った団体から、実施内容及び成果の発表が行われます。

日時：7月22日（水）
午後1時30分～午後5時
場所：三和公民館大集会室
※発表を行っていただく順番は、事前に各団体にお知らせします。

審査会委員
町長が任命した5名の委員で構成しています。

●お問い合わせ
企画財政課企画財政係

福祉課

☎89-3335

▼文化講演&ミュージカルを開催します！

○文化講演
人生を生き活かす
講師 J.C. セビア会理事長 赤沢洋子氏



○ミュージカル
三蔵法師 西遊記
・セピアミュージカルア
カデミー劇団 てんと
うむし

・とき 8月23日（日）
14時30分（開場 14時）

・ところ さんわ総合センター内
やまなみ文化ホール

・主催 神石高原町・神石高原町教育委員会・
青少年育成神石高原町民会議

・入場料 無料

子どもから大人まで楽しめるミュージカルを通して「仲間の大切さ」「自分自身への気づき」「生きる」とは「について考えてみませんか？」

▼母子及び寡婦福祉資金の貸付を希望される方へ

- 母子及び寡婦福祉資金とは
母子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童（子）の福祉を図るために、各種資金の貸付けを行っています。
- 貸付けを受けられる方は
1. 母子家庭の母（配偶者のない女性で現に20歳未満の児童を扶養している方）
 2. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人した後もお、現在、配偶者のいない方）
 3. 母子家庭の母、寡婦以外の方で貸付けの対象となる方
- 貸付金の種類
事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金
- 貸付けについての相談窓口
貸付けについての相談は、本庁福祉課または支所町民課、県厚生環境事務所（支所）までお気軽にご相談ください。

住民課

☎89-3334

▼家屋に関する届出について

次のような場合には、速やかに、住民課税務係または各支所町民課町民係までご報告ください。

○新築・増築された場合

家屋を新築・増築された場合、次年度からその家屋に対して固定資産税が課税されます。課税するにあたって、家屋調査を実施し評価額を算定する必要があるため、ご連絡ください。

○取り壊しをされた場合

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に存在するものに対して、課税されます。年の途中で取り壊し等をされた場合は、「家屋滅失届」をご提出ください。

○未登記（未登録）家屋の所有権を変更された場合

相続や売買、贈与等に伴い、所有者が変わった場合は、「未登録家屋名義変更届」をご提出ください。

